

社会福祉法人 香西会

役員等退職慰労金規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人香西会(以下「法人」という。)法人を退職する理事長及び金融機関借入連帯保証を有する理事(以下「理事長等」)、役員(前述以外の理事及び監事)及び評議員が退任したとき、又は役掌が大きく変更し日常業務に関与しなくなったときに、評議員会の承認を経て退職慰労金を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 理事長等の取り扱いについて

(基準額)

第2条 退職慰労金は、理事長等を被保険者とする定期生命保険(以下「定期生命保険等」という。)において、前条に該当した時に得る解約返戻金の額の範囲内で、評議員会において承認された額とする。ただし、法人より定期的な給与等報酬を受けていない場合は第8条の適用とする。

(基準額の算定)

第3条 退職慰労金の基準額は、次の各号に掲げる在任期間に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 在任期間15年以上 解約返戻金の額の70%
- (2) 在任期間10年以上15年未満 解約返戻金の額の40%
- (3) 在任期間10年未満 解約返戻金の額の20%

(在任期間)

第4条 在任期間は、理事の期間を通算する。

2 在任期間は1年を単位とし、端数月がある場合は1年とする。

3 任期中に死亡し、又はやむを得ない理由により退職したときは、任期の残存期間を在任期間に加算することができる。

(死亡退職慰労金)

第5条 在任中に死亡した場合は、定期生命保険等の死亡給付金の額に、第3条所定の割合を乗じて得た額以下の額を死亡退職慰労金として支給する。

2 死亡退職慰労金は遺族に支給する。

3 前項の遺族とは、配偶者を第1順位とし、配偶者なき場合には、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは代表者に対して支給するものとする。

(功績加算および特別減額)

第6条 在任中特に功績顕著と認められる場合においては、退職慰労金に対し、評議員会の承認を経て、第3条所定の割合に30%を超えない割合を限度として加算することができる。死亡退職慰労金についても、前項を適用するものとする。

3 在任中特に重大な損害を法人に与えた場合においては、退職慰労金又は死亡退職慰労金について、評議員会の承認を経て所定の金額を減額し、又は支給しないことができる。

(定期生命保険等の締結)

第7条 法人は退職慰労金の支払いに際し一時的な資金負担を軽減するため、法人は法人の指定する生命保険会社と理事長等を被保険者とする定期生命保険等の契約を締結する。

2 理事長等が退任したときは退職慰労金の全部又は一部として、この保険契約上の名義を理事長等に変更の上保険証券を交付することがある。この場合、保険評価額は解約返戻金相当額とする。

3 新任の理事長等については、就任後速やかに契約手続きを取るものとする。

第 3 章 役員及び評議員の取り扱いについて

(退職慰労金額の決定)

第8条 退任する役員及び評議員に対する退職慰労金の金額は、本規程に基づいて計算を行い、評議員会の承認を経て決定する。

2 前項の役員以外の退職慰労金の金額は、役員については、在任期間(理事長及びその他の役員の期間を除く。)1年に対し5万円、評議員については、在任期間1年に対し3万円とする。ただし、在任期間が1年に満たない場合の取扱いとして、端数月が6か月以上の場合には1年とし、6か月未満の場合は切り捨てとする。

(重複する退職慰労金及び退職給付金の取り扱い)

第9条 本規程による退職慰労金には、職員として支給すべき退職給付金を含まない。

(規程の改正)

第10条 本規程は、評議員会の承認を経て随時改正することができる。

附 則

本規程は、平成 30 年 6 月 23 日から施行する。